

当別都市計画（当別町）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、当別都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

当別都市計画区域	市 町 名	範 囲	規 模
	当 別 町	行政区域の一部	約 16,768 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域石狩地域の北部に位置しており、道民の森に代表される豊かな森林等、当別川に育まれた雄大な自然のほか、開拓の歴史を伝える伊達記念館と異国情緒豊かなスウェーデンヒルズの街並みと国際交流の拠点であるスウェーデン交流センター、北欧をイメージした三角屋根の外観が特徴的な北欧の風道の駅とうべつ、自然豊かな景色が見られる当別ダム等の観光資源を有している。

明治 4 年の開拓以来、農業を基幹産業として発展し、人口は昭和 63 年の札幌大橋の開通や JR 学園都市線の増便等、札幌市に隣接する地理的優位性により年々増加してきたが、平成 11 年をピークに減少に転じている。

市街地は、本町市街地と太美市街地の 2 つの市街地で構成されているが、既成市街地では区画道路など都市基盤施設が未整備のまま宅地化が進み、小規模な未利用地が残されている等、駅を中心としてより利便性の高い都市づくりを推進するため、市街地における都市機能の適切な配置と住環境の保全が課題となっている。

当別町では、住民の生活のしやすさ・楽しさ、そして健康を守り、大都市近郊の緑豊かな住環境で子育て世代や学生を惹きつけ、また、年齢や障がいの有無等に関わらず、あらゆる人が幸せに暮らせることを目指すまちづくりとしている。

今後のまちづくりとして、2 つの市街地を中心に都市機能を誘導する区域を定め、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能が集積し、子どもから高齢者まで、誰もが快適で暮らしやすい、コンパクトな市街地を形成し、低炭素都市構造づくり、駅や駅周辺のバリアフリー化や駅前広場の整備、都市の防災性の向上を推進する。

また、市街地周辺の広大な農地や森林の積極的な保全と活用を進め、豊かな自然景観と調和した土地利用を推進することが求められるため、当別町景観計画を基本とした自然と調和した美しい田園のまちを目指すとともに、生活基盤と産業基盤の均衡のとれた総合的な土地利用を計画的に推進する。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化

の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口については減少傾向にあり、産業についても基幹産業である農業の厳しい情勢や景気の停滞によって、これらが大きく好転することは予測しがたい。

一方、世帯数については横ばいの傾向を示しているが、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、今後はこれまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とし、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街地の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、J R石狩当別駅及びJ R石狩太美駅を中心とした2つの市街地で構成されており、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口減少、少子高齢化の進展、産業構造の転換等、都市をとりまく環境の変化に対応するため、安全で快適な都市生活を持続可能とするコンパクトなまちづくり、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・高度利用住宅地は、本町市街地のJ R石狩当別駅の周辺に配置し、交通機能のほか、商業業務、行政など公共サービス等の都市機能の集積に近接する生活利便性の高い住宅地として、商業業務施設と複合した集合住宅等の立地を促進する。
- ・一般住宅地は、中心商業業務地及び地域商業業務地の周辺並びに白樺町地区及び太美北地区等に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、低中層住宅を中心とした良好な住環境の形成及び保全を図る。
- ・専用住宅地は、北栄町地区、西町地区及び太美スターライト地区等に配置し、低層住宅地として周辺の田園景観と調和した良好な住宅地景観の形成や住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地、地域商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、J R石狩当別駅前の3・3・1号当別大通（主要道道岩見沢石狩線、一般道道石狩当別停車場線）の沿道を中心として配置し、駅前広場や歩行者空間、共同駐車場の整備や確保を進めるとともに、入植当時の面影やパンケチュウベシナイ川の河川空間を生かし、住民が主体となって建物や看板、案内サイン、樹木や花による植栽等の街並みづくりにより、歩いて楽しい商業業務地の形成を推進する。
- ・地域商業業務地は、J R石狩太美駅前の地区に配置し、生活利便施設等の集積による利便性の向上とにぎわいの創出を図る。
- ・沿道商業業務地は、本町市街地の3・4・12号栄町通（国道275号、主要道道岩見沢石狩線）及び太美市街地北側の主要道道岩見沢石狩線の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

本区域の一般工業地を、3・3・1号当別大通(国道275号)及び3・2・11号南光通(国道275号)の沿道等に配置し、沿道景観や周囲の田園景観に配慮した工業施設、流通業務施設の集積を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・未広地区の準工業地域は、土地利用の状況等を踏まえ、周辺の住宅地と一体的な市街地が形成されるよう、用途地域の見直しを進める。
- ・3・3・1号当別大通(国道275号)沿道の一般工業地については、住宅が混在していることから、土地利用の動向等を踏まえ、特別用途地区等を定めることにより、工業系土地利用への純化を図る。
- ・樺戸町地区では、住居・商業・工業の各機能が混在した土地利用が見られるため、今後の土地利用の動向を見極めながら、必要に応じて特別用途地区や地区計画等を活用して、背後住宅地の住環境に配慮した適切な土地利用を図る。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

J R石狩当別駅及びJ R石狩太美駅周辺地区については、公共施設や医療・福祉・子育て支援・商業施設等の都市機能を誘導する区域として、地区計画等を活用し、低未利用地の有効活用及び高度利用を進め、生活拠点の形成を促す。

② 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・既存の住宅地については、計画的な都市基盤整備による良好な住環境の整備に努め、新たに造成する住宅地については、ゆとりと潤いを感じられる住環境の創出に努める。また、災害に強いまちづくりを進める。
- ・雪害に対応するため防風林の保全や建造物の強化など雪害対策を進める。
- ・土地区画整理事業などにより計画的に整備された住宅地については、地域の特性を活かしたゆとりある住環境の形成、保全を図る。
- ・豊かな自然環境の中での居住ニーズ等に対応するため、田園地域や森林地域を活用した優良田園住宅の整備を促進する。
- ・農村集落においては、空き家となっている民家等を活用し、ファームインやファームステイの宿泊所、文化・スポーツ団体の合宿所等、都市と農村の交流を積極的に進める。

③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の緑地については、良好な都市環境を維持するために必要な緑地として、今後も適正な保全を図る。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性がある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水害リスクに対して、まちづくりにおける防災配慮について検討する。

- ・土砂災害警戒区域に指定されているスウェーデンヒルズ地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。
- ・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、自主防災組織等の地域ネットワークを活かした、防災・危機管理体制の整備や地域防災力の強化、大規模災害時に対応できる消防団組織の整備など、地域で主体的に機能する防災体制の構築、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報伝達手段の強化に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・当別町北部に位置する自然林や樹林地等、豊かな自然環境を有する山林原野、丘陵台地、河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。
- ・太美市街地の周辺にある防風保安林や、スウェーデンヒルズ地区周辺にある民有保安林等については、今後ともその機能を維持するとともに良好な自然環境の保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・用途地域の指定のない区域のうち豊かな自然環境等に囲まれた既存のスウェーデンヒルズ地区やみどり野地区については、都市構造等の観点から住宅地の配置は行わないが、地域住民の今後のまちづくりや住環境の保全等に関する意向等を踏まえ、必要が認められる場合には、農林業と十分に調整を図った上で、特定用途制限地域及び地区計画等を定め良好な住環境や住宅地景観の保全を図る。
- ・用途地域の指定のない区域のうち本町市街地東側に隣接する春日町地区については、既存の住宅地における住環境の保全等を図るため、必要が認められる場合には、農林業と十分に調整を図った上で、住居系用途地域を定め、土地利用の整序を図る。
- ・用途地域の指定のない区域のうち本町市街地東側に隣接する樺戸町地区については、沿道サービス施設等が立地していることから、今後の土地利用の動向や周辺環境との調和に配慮し、必要に応じて土地利用の規制・誘導方を適切に活用する。
- ・用途地域の指定のない区域のうち市街地周辺の田園地域については、農村集落の維持・保全を図る地域として、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、無秩序な土地利用を抑制し、良好な田園景観や優良な農地の保全を図る。
- ・用途地域の指定のない区域のうち道央圏連絡道路（国道 337 号）及び国道 275 号の沿道については、本町市街地から太美市街地までの区間を農業振興と調和した優良企業の誘導を図る企業誘導ゾーンとして、新駅の設置予定地を含む太美市街地及び道の駅周辺から段階的な土地利用を図るため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、無秩序な土地利用を抑止し、良好な沿道景観や優良な農地の保全を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域石狩地域の北部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進める

とともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

公共交通網については、誰もが使いやすい、持続可能な公共交通網の整備を進め、安心安全に公共交通が利用できるよう、利便性の向上等に努める。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・当別町では、将来的な人口減少社会を見据えた中、持続可能な公共交通の実現を目指すために、「地域公共交通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。
- ・太美市街地の都市的住宅地については、地区内の円滑な移動や市街地中心部との接続等に必要な道路網の形成について検討する。

また、新駅の設置を予定していることから、新駅へのアクセス道路について検討し、交通結節点機能を確保する。

b 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに、都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね 3.32km/km² となるように都市計画道路の整備を図る。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	1.57 km/km ²	1.57 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・ 3・2・11 号南光通 (国道 275 号) 及び道央圏連絡道路 (国道 337 号) を広域幹線道路として、広域的な連絡を高め、人や物の移動を活発化させる道路として配置する。
- ・ 3・3・1 号当別大通 (国道 275 号) を都市の骨格となる道路とする。
- ・ 3・3・1 号当別大通 (主要道道岩見沢石狩線、一般道道石狩当別停車場線)、3・3・2 号東光通 (主要道道当別浜益港線)、3・4・3 号中央通 (主要道道岩見沢石狩線) 及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・3・1 号当別大通 (一般道道石狩当別停車場線) に JR 札沼線 (学園都市線) 石狩当別駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進するとともに下水道施設の長寿命化に努める。

イ 河川

自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年(2015 年)で 85.6%であり、今後の土地利用と整合を図りながら整備を行う。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

当別町公共下水道については、下水管渠及びポンプ場を確保し、下川町地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

当別川及びパンケチュウベシナイ川を主とする河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね、10 年以内に実施を予定する必要な事業は次のとおりとする。

- ・太美地区の老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・当別川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

J R 石狩当別駅及び J R 石狩太美駅周辺地区については、市街地再開発事業や地区計画等を活用し、低未利用地の有効活用及び高度利用を進め、中心市街地の活性化を図る。

4. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域における緑地の形態は、市街地の北東部から北西部にかけ連なる樺戸山系の山々と、南東部から南西部に展開するなだらかな丘陵地が良好な自然景観を成しており、また市街地を流れる当別川及びパンケチュウベシナイ川の河川空間は良好な自然環境を形成している。

この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように、緑地の再編、集約化を含めて適正に配置し、整備保全に努める。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、白樺緑地及び当別川河川緑地を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園を各街区に、近隣公園を各住区に、それぞれ配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、若葉公園及び当別川河川緑地を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、街区公園、近隣公園、若葉公園及び白樺緑地を配置するとともに、周辺環境の保全を図る。

d 景観構成系統

郷土的景観の中でシンボリック的存在となっている当別川に当別川河川敷地を配置するとともに、市街地内の身近な景観緑地として阿蘇公園を配置する。

e その他の系統

地域特有の歴史を有する阿蘇公園を配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるために、区域内の公園緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した公園緑地の再編、集約化を含めた適正配置を実現する観点から長期未着手である若葉公園及び当別川河川緑地の一部見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定に努める。